

## 共通定期券の取扱変更について【119系統】

市営バス・神奈中バスをご利用いただきましてありがとうございます。

令和3年4月1日から、市営バス・神奈中バス119系統の共通定期券について以下のとおり変更いたします。

	共通定期券区間	系統
現行 (3月31日まで)	鴨居駅前～鴨居駅前(新井町循環) 鴨居駅前～峯小学校前【廃止】	119
変更後 (4月1日以降)	鴨居駅前～鴨居駅前(新井町循環)	神奈中・市営119 市営172(鴨居駅前→愛宕) 市営256(稲荷通→鴨居駅前)

- 現行の共通定期券(鴨居駅前～峯小学校前)は令和3年3月31日(水)限りで発売を終了しますが、券面記載の有効期限まで、以下のとおりご利用いただけます。

現行共通定期券区間	経過措置(利用可能区間)
119系統 鴨居駅前～峯小学校前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営172系統:「鴨居駅前→梅の木」</li> <li>・市営92系統、神奈中62系統:「梅の木～峯小学校前」</li> <li>・市営256系統:「梅の木→鴨居駅前」</li> </ul>

- 定期券を払戻される場合は、払戻日翌日以降の残日数相当額を無手数料にて払戻します。

窓口にて「共通定期券区間変更に伴う払いもどし」である旨をお伝えください。

※ 払戻しの際は、ご本人であることを確認できる公的証明書(免許証・パスポート・保険証など)をお持ちください。

【払戻し取扱期間】令和3年4月1日～6月30日

【発売・払戻場所】市営バス定期券発売所、市営交通お客様サービスセンター、市営バス営業所

◎お問合せ先

横浜市コールセンター

TEL 045-664-2525



横浜市交通局

Kanachu